

PTA賠償責任保険のご案内

※このご案内は、概要を説明したものです。ご加入にあたっては、保険金をお支払いできない主な場合や、その他の ご注意いただきたい事項等、詳細はパンフレットおよび「重要事項のご説明」をご確認いただきますよう、宜しくお願いいたします。

1. 概要

1. PTAの管理下における事故により、PTA自体が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
2. PTAが使用・管理する他人から借用したスポーツ用具等の財物をPTA会員または児童もしくは生徒が損壊（滅失、損傷または汚損）、紛失した、または盗取されたことによりPTA自体が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
3. PTAの管理下・管理下外を問わず、PTAの児童・生徒の行為に起因する事故により、**児童・生徒またはその法定の監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害**を補償します。

2. 補償内容の説明と支払限度額・免責金額・保険料の一例

	管理者賠償責任補償	児童・生徒賠償責任補償
被保険者 (保険契約により補償を受けられる方)	PTA	PTAの児童・生徒 PTAの児童・生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者
保険金をお支払いする主な場合	PTA管理下における次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償責任 ①PTA活動の遂行に起因する他人の身体の障害または他人の財物(被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任は除かれております。②に該当する場合は、②にて補償されます)の損壊 ②被保険者が使用または管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物(以下「保管物」といいます)を被保険者の構成員であるPTA会員または児童もしくは生徒が損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこと	PTA活動への参加中か否かを問わず、日本国内でのPTAの児童・生徒の行為に起因する損害賠償責任
保険金をお支払いする場合の主な事故例 【ご注意!!】 児童・生徒賠償責任補償は、あくまで被保険者の日常生活上の事故に起因して、被保険者個人が法律上の損害賠償責任を被った場合に補償の対象になります。 (例えば学校の公式行事中や公式部活動中は、一般に学校の指導監督下に置かれているものと解されるため、被保険者個人の責任の範囲は限定的であると考えられます)	PTA主催のスポーツ大会中に、PTA側の管理監督が不十分であったため、児童・生徒が来場者にケガをさせた。 PTAが清掃活動のために借りた道具を、PTA会員である父兄が誤って壊してしまった。 	児童・生徒が自転車に乗っていて、誤って他人にぶつかってケガをさせた。  児童・生徒が野球をしていたところ誤って他人の車を傷つけてしまった。 
支払限度額	①PTA活動遂行に伴う賠償危険 身体障害: 1名/1事故につき1,000万円 財物損壊: 1事故につき1,000万円 ②保管物賠償危険 会員(加害者)1名につき10万円、 1事故・保険期間中(※1)につき1,000万円	身体障害・財物損壊共通 1事故につき1,000万円
免責金額	①PTA活動遂行に伴う賠償危険 身体障害 1事故につき5,000円 財物損壊 1事故につき5,000円 ②保管物賠償危険 1事故につき5,000円	身体障害・財物損壊共通 1事故につき0円
保険料例(※2)	児童・生徒数100名の場合18,900円(1年間)	

(※1) PTAが借用した財物に対する損害賠償責任についての1事故・保険期間中の支払限度額は、児童・生徒数が50名未満の場合は「10万円に児童・生徒数を乗じた金額」、50名以上100名未満の場合は500万円、100名以上の場合には1,000万円となります。

(※2) 記載の保険料は、児童・生徒数による割引10%(団体契約全体の契約締結時の児童・生徒数が5,000名以上10,000名未満の場合の割引率)が適用されています。このため、ご契約開始の際、団体契約全体の契約締結時の児童・生徒数が5,000名未満または10,000名以上となった場合は、保険料が変更となります。

万一、事故にあわれたら...(裏面をご覧ください) ⇒

万一、事故にあわれた際のご案内

以下のお電話番号にご連絡のうえ、
それぞれの項目をお伝えください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター
受付時間：24時間365日
TEL 0120-985-024（無料）

お電話の際には以下の5項目をお伝えください。

1. 証券番号 SA000000000
2. ご契約者名＝「タカツキシPTAキョウギカイ」
3. 所属学校名
4. 所属クラス（○年○組）
5. お子様（児童生徒）の氏名（フルネーム）

★ご注意いただきたいこと★

＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞

■この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

取扱代理店：高槻都市開発株式会社
高槻市紺屋町1-1グリーンプラザかつき1号館
TEL:072-681-6078 FAX:072-681-6099
引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社